第二十五条の十の表第二十一条の五の十五第二項第十二号の項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の十の二　法第二十一条の五の十九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の十五第三項及び第五項	第一項の申請	第二十一条の五の十九第一項の指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定の変更の申請

第二十七条の四第一項中「購入又は修理」を「購入等」に改める。

第二十七条の八中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に改め、同条の表第二十一条の五の十五第二項の項中「第二十一条の五の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に、「前項」を「第一項の申請」に改め、「第二十四条の二第一項の指定」の下に「の申請」を加え、同表第二十一条の五の十五第二項第二号の項中「第二十一条の五の十五第二項第二号」を「第二十一条の五の十五第三項第二号」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「第二十一条の五の十五第二項第六号の項中「第二十一条の五の十五第二項第六号」を「第二十一条の五の十五第三項第六号」に、「第二十一条の五の二十三第一項の」を「第二十一条の五の二十三第一項又は」に、「第二十四条の十七の」を「第二十四条の十七又は」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、同表第二十一条の五の十五第二項第九号の項中「第二十一条の五の十五第二項第九号」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十号の項中「第二十一条の五の十五第二項第十号」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十一号」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十一条の五の十五第三項第十二号」を「第二十一条の五の十五第二項第十二号」に改める。

第二十七条の九中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）」に、「第二十一条の五の十五第二項第六号」を「第二十一条の五の十五第三項第六号」に改める。

第二十七条の十の表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第三項」に、「前項」を「第一項の申請」に改め、「更新」の下に「の申請」を加え、同表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第二号の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第二号」を「第二十一条の五の十五第二項第二号」に改め、同表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第三号の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第三項第三号」を「第二十一条の五の十五第三項第三号」に改め、同表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第六号の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の二十三第一項又は」に、「第二十四条の十七又は」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、同表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第九号の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第九号」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十号の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第十号」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十一号の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第十一号」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同表第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十二号の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第十二号」を次のように改める。

第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十二号	障害児通所支援	障害児入所支援

第二十七条の十の次に次の一条を加える。

第二十七条の十の二　法第二十四条の十三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の九第二項	前項	第二十四条の十三第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定の変更
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項	第一項の申請	第二十四条の十三第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定の変更の申請
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第一号から第六号まで又は第八号から第十四号まで
	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号	第二十一条の五の十八第二項	第二十四条の十二第二項
	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準
	障害児通所支援事業	障害児入所施設
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第六号	第二十一条の五の二十三第一項又は	第二十四条の十七又は
	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
	指定障害児通所支援事業者の	指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の
	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児入所施設の設置者